

令和 8 年度柏市会計年度任用職員 (児童指導員) 募集案内

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	児童指導員
採用予定人数	9名程度
職務内容	(1) 一時保護しているこどもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること (2) 児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと (3) 通学・通園の補助 (4) (仮称) 柏市こども・若者相談センターの開設準備に関すること
勤務地	(仮称) 柏市こども・若者相談センター 千葉県柏市十余二313-92

2 任期

令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

- ※ 1 任用(採用)開始日から1月(1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで)を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。
- ※ 2 勤務成績が良好であり、かつ、柏市議会において次年度予算が可決された場合に限り、継続して任用する場合があります。
- ※ 3 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。
- ※ 4 勤務開始日については、1月4日以降の上旬となります。

3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価：1,850円
※要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給
- (2) 期末手当※令和9年度も再度任用された場合
6月が1.01月分、12月が1.2625月分の報酬金額(時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。)に相当する期末手当を支給
- (3) 勤勉手当※令和9年度も再度任用された場合
6月が0.95625月分、12月が各1.0625月分

の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給

〔想定〕月収：229,400円

・令和9年1月に新規採用された場合

月収例：7.75時間×4日×12週×1,850円÷3月＝229,400円

・令和9年度以後も再度任用された場合〔時給換算：2,740円〕

年収例：2,752,800円（毎月の報酬×12月）＋521,094円

（6・12期末）＋463,102円（6・12勤勉）＝3,737,223円

※報酬単価・期末手当の支給割合は、人事院勧告がなされた場合、任期中であっても変更の可能性あります。

(4) 勤務時間

- ア 勤務時間 1日当たり7時間45分（時間外勤務：有）
7時00分～15時45分
8時30分～17時15分
12時15分～21時00分
13時15分～22時00分
- イ 勤務日 週4日程度のシフト制※夜勤無
- ウ 休日 勤務日以外（シフト制による）

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、10日）及び特別休暇（忌引等）を付与します。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用されます。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有

イ 雇用保険の適用 有

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

(1) 児童指導員任用資格を有する者

（「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」

（令和6年内閣府令第27号）第21条各号のいずれかに該当する者）

※別紙参照

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5 選考試験の実施日、実施場所及び試験内容

試験日	令和8年6月中	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	ウェルネス柏	
試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

(1) 申込方法

下記のアもしくはイの方法にて申込をお願いいたします。

ア 郵送 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
受験資格を証する書類の写し

イ LoGo フォームでの回答

(2) 申込受付期間

令和8年6月5日（金）から令和8年6月19日（金）13時まで（郵送の場合期限内必着）

(3) 申込先

柏市こども部こども相談センター 開設準備係
（〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏4階）

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

令和8年6月下旬頃に決定し、選考受験者に通知する。

(2) 採用時期

合格者は、令和9年1月1日付けで採用する。

(3) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとします。

8 注意事項

(1) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとします。

(2) こども性暴力防止法に基づく措置

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります（事業や担当、職種によっては、認定申請を行い、認定された場合。）。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。

この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しない場合があります。